

障害者にかかわる欠格条項、443の法律に

最新の調査によれば、443の法律に、障害者にかかわる欠格条項があります。

欠格条項の内容	対象	数	例
資格を認めない・ 認めないことがある	成年被後見人・被保佐人のみ	128	公務員、馬主
	成年被後見人のみ	18	選挙権・被選挙権
	心身の障害	69	行政書士、通訳案内士
	精神の機能の障害、精神の著しい障害、等	56	船員、狩猟
	視覚や聴覚の機能の障害	27	薬剤師、医師
もっている資格を取り消す・ 取り消すことがある	「心身の故障」、成年被後見人・被保佐人、 何らかの障害	344	各種の委員会の委員、 法人役員、学校教員
資格や免許に限らない権利の制限	さまざまな権利制限	35	精神病院の入退院の自 己決定、遺言の立会人

特定の病気や障害についての欠格条項の新設は、2007年以後は見あたらず、1999-2004年当時の見直しで相対的欠格となったものが、ほとんどそのまま、存続しています。

成年後見の欠格と「心身の故障」などの取得後の欠格は、法律の新設・改定時に、似た法律からコピーされ自動的に追加されて、増加しています。

情報元: <http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/shiryo/data/data2009.html>

2009年9-12月の総合調査をもとに計数。複数の分類にあてはまる法令が多いので法律数443とこの表の単純合計は一致しません。

世界に遅れた日本の制度: 運転免許の交付と更新の基準について

:聴力を問わない、聴力障害だけなら運転に問題ない

:聴力で一定の制限がある

国・連合体	非商業用 原付、バイク、 普通自動車
日本	
イタリア	
スペイン	
アメリカ	
カナダ	
オーストラリア	
ニュージーランド	
スイス	
韓国	
EU (27か国)	
イギリス	
スウェーデン	
ドイツ	
オーストリア	
フランス	

補聴器をつけても10m離れてクラクション音が聞こえなければ、原付、バイクに乗るのは禁止。乗れるのは普通自動車だけで、ワイドミラー、聴覚障害者マークをつけることが義務(つけなければ交通違反で罰金)。荷物を積める車は禁止。不便すぎて仕事にも使えない！
こんな国はほかにはありません。

典拠: 韓国以外は、2002-2003年度 警察庁委託「安全運転と聴覚との関係に関する調査研究」報告書

情報元: <http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/shiryo/menkyo/untenchouryokuindex.html>